

「香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例」に基づく変更協議結果について

「香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例」に基づき提出のあった県外産業廃棄物の循環的な利用に関する変更協議書及び産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書を審査した結果、審査基準に適合していると認められたので、以下のとおり変更協議結果通知書を交付しました。

協議区分	事業者区分	氏名又は名称	協議書受付日	通知書日付
変更	循環事業者	久香リサイクル株式会社	令和7年10月8日	令和7年10月31日
変更	排出事業者	ネッツトヨタ瀬戸内株式会社	令和7年10月8日	令和7年10月31日